

下松市市民活動団体登録要綱

平成23年10月21日
制定

改正 平成24年3月27日
平成28年3月14日
平成30年3月30日

(目的)

第1条 この要綱は、下松市が市内で活動する市民活動団体の情報を収集し、広く公開することにより、これから市民活動を始めようとする市民のきっかけづくりを行うとともに、市民活動団体の組織強化並びに団体間の連携及び情報交流の促進を図り、もって下松市内における市民活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動」とは、次に掲げる要件を満たす活動をいう。

- (1) 市民の自主性・自発性に基づく活動であること。
- (2) 営利を目的としない活動であること。
- (3) 不特定かつ多数の者の利益増進に寄与する活動であること。
- (4) 市民に対して内容が開かれた活動であること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とする活動でないこと。

(登録の要件)

第3条 市民活動団体として登録できる団体は、市民活動を行う3人以上で組織する民間団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、宗教団体、政治団体及び企業団体（企業に所属する者で構成し、かつ、団体名に当該企業名が含まれるものをいう。）は除く。

- (1) 下松市内に事務所を有し、又は主に下松市内で活動する団体であること。
- (2) 共益的若しくは互助的な活動又は個人の趣味的な活動を目的とする団体、公益法人、自治組織等でないこと。
- (3) 加入及び脱退の自由が保障されていること。

(登録の申請)

第4条 市民活動団体として登録しようとする団体は、市民活動団体登録申請書（別記第1号様式）に、当該団体の規約又は会則を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、市民活動団体として登録し、次に掲げる

事項を市のホームページに掲載するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地及び連絡先に関する事項
- (4) 設立の時期
- (5) 会員数
- (6) 会員募集及び会費に関する事項
- (7) 団体の目的及び活動分野に関する事項
- (8) 具体的な活動状況及び活動地域に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(情報の公開)

第6条 市長は、前条に定める市のホームページへの掲載のほか、適切な方法により前条の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）の情報を公表するものとする。

(登録の変更)

第7条 登録団体は、登録事項に変更があった場合は、速やかに、市民活動団体登録事項変更届（別記第2号様式）を市長に提出するものとする。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったと判明したとき。
- (3) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。
- (4) その他市長が登録を不相当であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定による抹消を行ったときは、当該登録団体に市民活動団体登録抹消通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(登録の確認)

第9条 市長は、登録団体に対し、登録内容その他必要と認める事項について、毎年度末に確認を行うものとする。

(庶務)

第10条 市民活動団体の登録に関する庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月21日から施行する。

附 則（平成24年3月27日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日）

この要綱は、平成28年3月14日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。